



代表的な事例と対処法 ~これら以外にも数多く見られます~

1) 水稲収穫後の「ひこばえ」→**籾をつけない内にすき込みましょう！**

※平年より暖かかった本年は多く見られます。



ひこばえが生じた水田

水稲を収穫した
後は速やかに



耕運機ですき込み、害獣の
エサがない状態に！

2) 農地周辺等の柿、栗から落下した果実

→**落下し害獣が来る前に収穫するか、できない場合は伐採しましょう！**

※伐採する場合は、事前に集落内の了解を取ってください。



農地(畑)内に落下した柿の実



同：栗(イガと皮のみ残存)

3) 農地周辺の雑草や、果実をつける低木

→**定期的に草刈または伐採し、害獣が好まない状態を維持しましょう！**



農地付近の雑草、害獣の出没が多い場所



拡大：果実

低木の例：イヌビワ(イチジクの仲間)

・害獣に好まれない集落環境を整備し、被害減少につなげましょう！

お問合せ先：大分県中部振興局

・農業被害の調査、対策活動の支援は→生産流通部各班

(代表) 097-506-5796

・防護柵関連、狩猟、林業被害対策は→農山漁村振興部森林管理班(直通) 097-506-5749